

佐々町内の事業者の皆様へ



取扱店募集

はじまります!

発行予定総額

2,950万円



佐々町では、エネルギー・食料品価格等、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を応援するため、「佐々っ子応援商品券」を発行します。

そこで、佐々町内で商品券を使える取扱店を募集しますので、積極的なご参加をお待ちしています。

参加資格

佐々町内に店舗・事務所があり、消費者に直接、商品・サービスを提供する方

スナックやバーなど、酒類の提供を主たる目的とする社交飲食店、商品券の使用対象とならない商品やサービス(※)のみを扱う方、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種の方などはご参加いただけません。

募集期間

令和6年 **8月1日** 木 ▶ **8月30日** 金

※本期間の登録分は、商品券に同封する『取扱店一覧』に掲載します。

※上記期間以降も随時お申込みいただけます。

手数料等

取扱店区分	登録料	換金手数料	振込料
佐々町商工会員	なし	なし	原則なし
佐々町商工会員でない事業所	なし	3%	実費

※換金はすべて取扱店指定の口座への振り込みとなります。

申込方法

裏面に記載の上、換金後の振込を希望する口座通帳の写し(おもて面と通帳を開いた1・2ページ)を添えて佐々町商工会(事業受託機関)まで申し込みください。

※佐々町生活応援商品券にて登録された事業所で口座の変更がない場合は、口座通帳の写しは不要です。



※商品券の使用対象とならない商品やサービス

●たばこの購入 ●酒類の購入 ●スナックやバーなど、酒類の提供を主たる目的とする社交飲食店への支払い ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業への支払い ●出資、債務の弁済など金融商品への支払い ●国や地方公共団体への支払い(税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金)
●有価証券、金券、商品券(ビール券、図書券、事業者が独自に発行する商品券など)やプリペイドカードなど換金性の高いもの ●土地、家屋、家賃、地代・駐車場などの不動産に関わる支払い ●商品券の交換や売買、現金との換金 ●特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの ●その他、「子育て応援」の趣旨に沿った商品やサービスとして適当でないと思われるもの

商品券の有効期間

令和6年 **10月5日** 土 ~ 令和7年 **1月5日** 日

換金期限

令和7年 **1月24日** 金

《発行》 佐々町 担当課：企画商工課商工観光班 Tel:62-2101

事業受託機関 佐々町商工会 Tel:62-3171